

# 令和3（2021）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会 会議録

会議名称 令和3（2021）年度 第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会

日 時 令和3（2021）年5月12日（水） 午前10時00分開会 午前10時25分閉会

会 場 大田原市役所301・302会議室

出席者

## ●選定委員

氏 名	
植竹 福二	教育委員会教育長
深澤 道昭	教育委員会教育委員
本多 房雄	区長連絡協議会副会長
越井 二郎	自治公民館連絡協議会副会長
福田 保夫	大田原市小中学校校長会長
藤田 謙治	P T A連絡協議会
磯 智保子	P T A連絡協議会

## ●事務局

氏 名	役 職
大森 忠夫	教育委員会教育部長
明澤 伸宏	教育委員会学校教育課長
遠山 雅之	教育委員会学校教育課学校教育係長
横山 泰子	教育委員会学校教育課指導主事
藤田 知史	教育委員会学校教育課指導主事

## 1 開 会

事務局：定刻になりましたので、ただ今から、令和3（2021）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を開会いたします。

## 2 あいさつ

事務局：はじめに、選定委員会運営要綱第4条 第2項によりますと、「会長は、教育長の職にある者をもって充て」とあります。よって、植竹 福二 教育長が会長となりますので、植竹会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長：皆さん、本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。さて、教科書は、各学校における主たる教材として、学校教育の重要な役割を果たしています。それだけに、市や本委員会の責任の重さも重大です。本市の子どもたちにとって最も適した教科書の採択に関する協議・検討を行って教育委員会に答申して参りたいと思います。今年度は、特別支援学級で使用する教科書のみ採択をすることになります。この採択に関しましては毎年行うことになっております。委員の方々に2回の集まりに参加していただき、ご意見をいただけますとともに、本委員会における慎重なる審議をお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

## 3 出席者紹介

事務局：続きまして、本日の出席者をご紹介します。本日お配りした資料の1ページに選定委員会の名簿がございますので、名簿の順にご紹介いたします。

- ・大田原市教育委員会教育長 植竹 福二 様
- ・大田原市教育委員会委員 深澤 道昭（ふかさわ みちあき）様
- ・大田原市区長連絡協議会副会長 本多 房雄（ほんだ ふさお）様
- ・大田原市自治公民館連絡協議会副会長 越井 二郎（こしい じろう）様
- ・大田原市小中学校校長会長 福田 保夫（ふくだ やすお）様
- ・大田原市PTA連絡協議会 藤田 謙治（ふじた けんじ）様
- ・大田原市PTA連絡協議会 磯 智保子（いそ ちほこ）様

続いて事務局職員をご紹介します。

- ・大田原市教育委員会教育部長の大森です。
- ・学校教育課長の明澤です。
- ・学校教育課学校教育係長の遠山です。
- ・指導主事の横山です。
- ・指導主事の藤田です。

#### 4 令和3（2021）年度 副会長の指名について

事務局：ここで、令和3年度の副会長指名に入ります。副会長は、選定委員会運営要綱第4条第2項により、「会長が委員の中から指名する。」とありますので、植竹会長より副会長の指名を行います。植竹会長、指名をお願いします。

会 長：深澤 道昭 様 をお願いいたします。

委 員：よろしくをお願いいたします。

事務局：それでは、5の確認事項及び6の協議事項に入りますが、選定委員会運営要綱第6条第1項により、「会長が会議の議長となる。」とありますので、ここからは議長を会長をお願いいたします。

#### 5 確認事項について

##### (1) 大田原市立小中学校教科用図書採択選定委員会運営要綱について

会 長：では、(1)の大田原市立小中学校教科用図書選定委員会運営要綱について事務局より説明をお願いします。

事務局：資料2ページをご覧ください。要綱にしたがいまして、何点か確認させていただきます。

第1条で「大田原市立小中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため」と、選定委員会設置の目的が述べられています。

第2条では「当選定委員会は、教育委員会の諮問を受けて、教科用図書の採択について調査及び検討を行い、その結果を答申する」と、何をするのかということが述べられています。

第3条では、選定委員会の組織について述べられており、今回の委嘱となりました。

第5条では、委員の任期について、「採択事務の完了の日までとする」とあります。後ほど事務日程について確認いたしますが、当選定委員会は2回お集まりいただきますが、2回目の選定委員会終了時ではなく、採択の事務が完了した日までということです。つまり、その後の教育委員会での採択の決定の日を意味します。

第7条では、会議の公開・非公開について述べられています。第2項では「前項の規定にかかわらず、選定委員会の議決及び、第9条第3項に規定する大田原市立小中学校教科用図書調査員会の結果報告に関する部分は、非公開とする」と述べられています。

当規定により本日の第1回は、公開ですので、傍聴席を用意してあります。

第8条では、議事録等の公表について述べられています。「会議の議事録及び次条 第3項の結果報告に係る資料について、会議の終了後遅滞なく公表する」と述べられております。

第9条では、選定の資料とする調査研究資料を作成するための大田原市立教科用図書調査員会について規定されています。第2項では、「調査員は会長が任命する」ということ、第4項では、「調査員会の会議及びその氏名は非公開とする」ということが規定されています。

第10条では、「調査員の守秘義務」について規定されています。以上でございます。

会長：事務局の説明に対して、何か質問はございませんか。なければ次に進みたいと思います。それでは、(2)から(6)まで一括して事務局から説明をお願いします。

## (2) 令和4（2021）年度使用教科用図書の選定について

事務局：では、(2)の令和4年度使用教科用図書の選定について確認いたします。5ページ及び6ページをご覧ください。これは、選定に関しての基本方針等について述べられているものでございます。

まず、1の採択の基本方針でございますが、「(ア)から(エ)の事項を基本として調査研究し、学習指導要領にのっとり、大田原市の児童生徒に最も適応する教科用図書を選定する」ということを確認させていただきます。(2)選定・採択の権限については、選定委員会において、各教科ごとに1種選定とありますが、特別支援学級用図書については適切なものを全て選定となります。また、採択については教育委員会が行うということになっております。

次に、2の選定の方法(2)の本年度採択する令和4年度使用教科用図書について確認いたします。小・中学校特別支援学級用教科用図書の選定となります。

次に、3の調査員の組織及び運営について確認いたします。(1)の調査員を置く部会及び選出人数は6ページの表のとおりです。また、(2)にありますように、栃木県教科用図書選定審議会の調査員を引き続き調査員として委嘱いたします。また、(3)にありますように、調査員会には、各校種ごとに十分調査・協議し、調査研究資料を作成したうえで、その結果を委員会

に報告していただくことになっています。

最後に、4の採択希望調査の実施についてであります。市内小中学校の先生方には、後ほど確認いたします教科書展示会に行っていただいたうえで、希望調査を実施いたします。

(2)の令和4年度使用教科用図書の選定については以上でございます。

### (3) 令和3（2021）年度教科用図書選定・採択事務日程について

事務局：続いて、令和3年度教科用図書採択事務日程について確認させていただきます。7ページをご覧ください。本日5月12日が第1回選定委員会でございます。調査員会については、2回実施することといたします。調査員会の日程は非公開です。御覧になり、確認するだけにとどめていただければと思います。また、6月3日～6月26日の期間に開催されます教科書展示会には、委員の皆様にはぜひ足を運んでいただけますようお願いいたします。後ほど詳しくご説明いたします。

7月14日の第2回選定委員会で選定し、7月15日の市教育委員会にて採択するということとなります。

(3)の令和3年度教科用図書選定・採択事務日程については以上でございます。

### (4) 令和3（2021）年度使用教科用図書採択一覧表について

事務局：続いて、令和3年度使用教科用図書採択一覧表についてでございます。8ページをご覧ください。これは、市内小中学校で現在使用されております教科書です。上が小学校のもので、下が中学校で使用されている教科書一覧となっております。9ページ及び10ページは、本年度使用小学校特別支援学級用図書一覧となっております。表の中で☆印がついているものは、文部科学省著作の教科書で、下の欄は一般図書となっております。11ページ及び12ページは、本年度使用中学校特別支援学級用図書一覧です。

(4)の令和3年度使用教科用図書採択一覧表については以上でございます。

### (5) 令和4（2022）年度使用教科用図書調査研究資料について

事務局：続いて、令和4年度使用教科用図書調査研究資料について説明いたします。本日は資料がございません。調査研究資料については、県の資料に準じて作成いたします。県ではまだ調査研究中で、その様式がまだ外に出ていない段階ですので、第2回の選定委員会で説明させていただきます。

(5)の令和4年度使用教科用図書調査研究資料については以上でございます。

### (6) 令和4（2022）年度使用教科用図書採択希望調査の実施について

事務局：続いて、令和4年度使用教科用図書採択希望調査の実施について確認いたします。13ページにお載せしましたが、特別支援学級を設置している学校への依頼文でございます。市内には、特別支援学級を設置している学校が分校も含めて小学校に17校、中学校に9校の計2

6校ございます。14・15ページは、小学校・中学校の特別支援学級用図書の希望調査の様式です。

(6)の令和4年度使用教科用図書採択希望調査の実施については以上でございます。

会長：(2)～(6)について、事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

では、(7)その他の令和3年度教科書展示会開催要項について、事務局お願いいたします。

事務局：(3)でお伝えしました、教科書展示会の開催について確認いたします。16ページからをご覧ください。教科書展示につきましては、17ページにありますとおり、事前展示と法定展示とがございます。法定展示は14日間の期間を取ることになっております。大田原教科書センターでは事前展示も実施いたします。教科書センターは、大田原市生涯学習センター1階にございます。教科書展示会開催については以上でございます。

続きまして、19ページの資料7をご覧ください。こちらは、文部科学省初等中等教育局長より出されている、教科書採択における公正確保の徹底についての通知でございます。

20ページ「1 教科書採択の公正確保の徹底について」では、(1)教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任についてや、21ページの(2)教科書見本の取扱いについて、22ページの(3)過大な宣伝活動等への対処について、24ページの(4)の検定申請本の取扱いについて、25ページの(5)教科書発行者との関係、26ページの(6)文部科学省への情報提供について述べられています。

同じく26ページ「2 教科書採択方法の改善について」では、(1)採択権者の判断と責任について、27ページ(2)教科書の調査研究の充実について、28ページ(5)教科書の採択に関する情報の公表について述べられています。詳しくは後程ご確認ください。

続きまして、53ページの資料8をご覧ください。こちらは文部科学省初等中等教育局教科書課長名で出されている「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。

55ページ「(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」において、特別支援学級用教科用図書の採択に関する留意点について述べられています。56ページ2では「教科書見本の送付について」3では、「教科書展示会について」述べられています。

それぞれ文部科学省より留意事項が細かく記載されておりますので後ほどご確認ください。この採択に関する留意事項につきましては、調査員会の折にも確認を行うことにいたします。

## 6 協議事項

会長：協議事項に移ります。(1)令和2年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員について、事務局、お願いします。

### (1) 令和3(2021)年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員について

事務局：(1) 令和3年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員についてでございます。別紙で配付された「取扱注意」の資料をご覧ください。一覧の先生方をご推薦いたします。調査員として任命してよろしいかどうか、お諮りいたします。なお、委員名については非公開です。ご意見をいただく場合には、お名前や学校名は伏せたうえで、ご意見をいただけますようお願いいたします。

会 長：まず、1の(1)の調査員の任命の件についていかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長：では、こちらの調査員の方々にお願いします。

## (2) 第2回選定委員会について

会 長：次に、第2回選定委員会について事務局の説明をお願いします。

事務局：資料の61ページをご覧ください。

まず、1の選定の方法、日程についての(1)の選定の方法ですが、調査員の代表からの報告のあと、質疑を行います。その後、選定のための協議、議決を行います。(2)選定の日程については、そこにお示ししましたとおり、協議、議決の時間を取らせていただきたいと思います。3のその他 の各校への希望調査の結果の取扱いについてですが、これにつきましては、その結果に拘束されるものではなく、あくまでも参考にするものと捉えていただきたいと思います。

以上、お諮りいたします。

会 長：では、6の(2)選定における調査員の報告、協議、議決の方法についてはいかがでしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：それでは、全員異議なしと認め、原案通りに進めていくということにいたします。なお、調査員の報告の内容は選定の際、参考となるわけですが、最優先されるものではないことを確認いたします。あくまでも選定委員会で議決するということです。

## (3) 情報公開について

会 長：それでは、情報公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局：62ページの傍聴要領をご覧ください。まずはお読みいただきたいと思います。なお、要綱で確認いたしましたが、第2回の委員会については、報告・議決の部分は非公開となります。協議のところは公開となります。

63ページの開示要領をご覧ください。これについても、まずはお読みいただきたいと思います。開示請求する場合、大田原市情報公開条例に基づき請求することになります。開示できるものについては(2)に記載されているとおりでございます。また、開示にあたっては、事前に事務局で十分に確認し、個人の情報や非開示とする部分は削除することになります。以上でございます。

会 長：何か御質問や御意見はございませんか。

会 長：説明の通りでよろしいでしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：全員異議なしと認め、原案通りといたします。  
事務局から、その他ということで、何かございますか。

事務局：特にありません。

会 長：委員の皆様から何かございますか。なければ、以上で協議を終了いたします。進行を交代します。

## 7 閉 会

事務局：ご協議ありがとうございました。以上で令和3年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。